

産業振興事業（5つの事業）をお知らせします

中小企業人材力向上支援事業

～ 従業員の人材育成や業務に必要な資格の取得にご活用ください ～

中小企業者が取り組む人材育成（研修会への参加・開催および資格等の取得）に要する経費の一部を補助し、従業員等の資質・技術力の向上や能力開発を支援します。

対象事業	研修会	資格取得
事業目的	優秀な人材の育成・確保を推進し、従業員等の資質または技術の向上を図る	業務に必要な資格等の取得（新規取得に限る）を支援し、技術力の底上げを図る
補助対象経費	受講料、受講に必須な教材費、船賃、宿泊費（1泊につき5,000円を上限）、自社で開催する場合の講師謝礼、研修会場費	受験料（受講料）、受験（受講）に必須な教材費、船賃、宿泊費（1泊につき5,000円を上限）
補助率	補助対象経費のうち、船賃および宿泊費は実費（100%）、その他は50%以内（1,000円未満切り捨て）	
補助限度額等	1人につき10万円 ※同一年度に1事業所10人（回）まで 資格取得事業については、資格を取得できなかった場合、補助金は支給されません。	
補助対象者	市内の中小企業者 ※市税等の滞納が無い事業者	
事業期間	交付決定日から当該年度末まで	

地場産品販路開拓支援事業

～ 展示会や物産展などに出展する際にご活用ください ～

市では、市内の優れた製品の市場開拓や、新製品等の販路拡大を支援するため、国内外で開催される見本市・商談会等に出展した際に、出展に要する経費の一部を補助します。

事業目的	新製品の情報発信、販路開拓、同業種および異業種との交流拡大、消費者等の情報確保を図る
補助対象者	市内に工場または事業所を有する者で、製造業または小売業を営んでいる者 ※市税等の滞納がない者に限ります。
補助対象経費	①出展小間料（ブース代）、②小間装飾料、③製品運送料、④基本工事料、⑤光熱水道料、⑥旅費のうち船賃、宿泊費（1泊につき5,000円を上限） ※⑥については、1回につき2人分までを上限とします。
補助率	補助対象経費のうち①～⑤は50%以内、⑥は実費（100%） （1,000円未満切り捨て）
補助限度額	1回につき見本市・商談会等は20万円、物産展は10万円 ※同一年度に1事業所3回までとします。
事業期間	交付決定日から当該年度末まで
その他	市内で開催されるものや、開催期間が8日を超えるものは、対象外です。

